

平成 25 年 9 月 17 日

各所属長 様

市政改革室長

区関連予算にかかる財源配分の考え方等について

標題について、平成 26 年度予算編成に係る財源配分の考え方と事務を進めるにあたっての留意点を次のとおり取りまとめましたので、各区及び各局との十分な連携のもと予算編成事務を行っていただくよう、よろしくお願ひします。

記

1 区シティ・マネージャー（区 CM）の決定権の範囲での予算編成

- (1) 平成 26 年度の予算編成にあたっては、平成 24 年度に決定した「区シティ・マネージャーが決定権を持たない事務に関する基準」（資料 1）による決定権の範囲において、各区 CM と各事業所管局との十分な連携のもと事業調整し予算編成を行ってください。

2 区 CM 自由経費及び区長自由経費の財源配分の考え方

- (1) 基準財政需要額的な考え方^{*1}により配分額を決定することを原則とします。
- ①平成 25 年度に引き続き平成 26 年度予算についても、区 CM 自由経費^{*1}については各区の分を事業所管局に、区長自由経費^{*1}については各区にそれぞれ配分します。
- ②区 CM 自由経費のうち、区が特定されている事業（例えば「文化遺産の保存整備(適塾隣接公園の整備)」は中央区といったように地域的な要因等に基づき特定の区でしか発生し得ない事業）については、当該特定区分として局に配分します。（特定区が 1 区の場合、結果として、前年度予算額ベースとして配分）
- なお、平成 25 年度予算において事業を実施している区と実施していない区が混在していたとしても、当該事業が「区が特定されている事業」に該当しない場合には、基準財政需要額的な考え方により、特定区分とはせず各区ごとの割振り額を決定し局に配分します。
- (2) 区長会議からの要請による事業など、基準財政需要額的な考え方^{*1}により配分額を決定しない例外的な取扱いとするものについては、次の考え方によるものとします。
- ①区 CM 自由経費について
- (ア) 市政改革プランにおける見直し対象の事務事業経費については、見直しの年次計画の額に基づき、各区ごとの割振り額を決定します。
- (イ) 区長会議からの要請により例外的取扱いとすることが確認された事業（(ウ)に係るものを除く。）については、前年度予算額をベースとして各区ごとの割振り額を決定します。
- 「市政運営の基本的な考え方」に基づく事業（防災・防犯関係事業）についても、同様に前年度予算額をベースとして各区ごとの割振り額を決定します。
- (ウ) 市政改革プランにおける区長による再構築事業^{*2}や、区長会議において予算編成過程で

事業手法について全区又は複数区で調整することとされた事業等は、配分時点においては各区ごとの割振り額が決定できないので、24区又は関係区の分として全額を局に配分します。ただし、配分額については、配分管理の観点から、配分後予算編成までの間に、区CMと局との間で十分な調整を行い、各区ごとの割振り額を決定し、局において「平成26年度区CM自由経費区割り額一覧表（所要一般財源ベース）」（別添様式）を作成のうえ、10月31日（木）までに、市政改革室区政改革担当（組織アドレス：ac0009@city.osaka.lg.jp）に提出してください。

事業スキームや具体的な事業経費が確定し、予算編成を行った結果、局への配分額より事業費が下回った場合には、区CMと局との間で十分な調整を行い、その差額の取扱いについて決定してください。

なお、個別事業の予算編成にあたって、単に、前年度事業の実施を前提とした事業費の不足額を補うために、各区に割振りされた財源を調達するような調整を行わないように十分に留意してください。

(エ) 重点施策推進経費については、政策企画室と関係所属との調整結果をもとに、財源配分します。

②区長自由経費について

(ア) 施設の維持管理経費や一般事務費等の固定的経費及び「市政運営の基本的な考え方」により取り組むべき課題にかかる経費（防災・防犯関連経費）等については、前年度予算額をベースに配分額を決定します。

(イ) 移動サービス関連経費については、平成25年度予算編成時に確認された考え方に基づくこととし、平成25年度予算において算定した区に対しては配分を行わず、平成25年度予算において算定していない区に対しては、区長自由経費の配分額に上積みします。

(ウ) 福祉パイロット事業等^{※3}については、平成25年度の各区の予算算定額から、当該区において上積みした額を除いた額を、当該区の区長自由経費の配分額とします。

^{※1} 区CM自由経費（一部限定的含む）、区長自由経費、基準財政需要額的な考え方により算定するものについては、別添（資料2）9月11日戦略会議資料を参照してください。

^{※2} 区長による再構築事業については、市政改革プランの見直し内容をふまえた平成26年度予算案への反映状況を、別途照会する「『市政改革プラン』施策・事業の見直しの進捗状況について（照会）」を参照してください。

^{※3} 福祉パイロット事業、乳幼児発達相談体制の強化事業、発達障害サポート事業。

3 財源流用や事業の改廃などの制限事項

(1) 財源流用の考え方について

区長（区CM）は、区への配分額（区長自由経費）と区CM自由経費の区割り額を合計した額の範囲内において予算調整を行ってください。ただし、区長自由経費と区CM自由経費間の財源流用は可能とします。なお、以下の点に留意して予算編成を進めてください。

- ① 非裁量経費^{※4}及び市長の重点施策推進経費については、他事業への財源流用はできません。
- ② 特定財源や非連動歳入がある事業については、各区は関係所属と十分に事業調整を行ってください。なお、特定財源により締切日が異なる場合があるので注意してください。
- ③ 特に起債に関しては本市全体の発行制限があるので、各区は関係所属と十分に事業調整を行ってください。
- ④ 特別会計での実施事業については、当該会計内での事業調整とし、他会計への財源流用は行

わないようにしてください。

※4 市営交通機関乗車料金福祉措置（障害）、淀川スポーツセンター賃借料、南港ポータウン SC 賃料、母子寡婦福祉貸付金

(2) 事業の改廃などの裁量が制限される事業について

個別事業ごとの制限事項等（法の定めによるものなど）及び裁量が制約される事業（一部限定的を含む事業）については、関係所属間で十分な連絡調整を行ってください。

(3) 教育委員会事務局所管事業に関する調整について

区長は、地方自治法上の区役所の長、区 CM 及び教育委員会事務局区担当理事を兼ねる立場として、自らが把握している地域の実情をふまえ、その権限に関する予算編成について調整を行うものですが、教育委員会事務局所管事業に関する調整については、同事務局区担当理事の上司である教育長の指示の下で行ってください。

(4) 各区に均等額配分するもの（平成 25 年度予算における区長重点施策経費相当分）について

区長が将来ビジョンを達成するための原資とすることを原則とし、今年度についても各区均等額を配分することとします。配分された財源の用途の考え方については、次のとおりとします。

- ①この経費を財源とした事業企画に際しては、特に PDCA の観点をふまえたものとなるよう十分留意し、単なるシーリング額の補填とはしないようにしてください。
- ②区及び局へ配分される財源と区別することなく、他の財源とあわせてこの財源を使用することができます。
- ③事業実施期間については、単年度又は区長就任期間中とします。
- ④複数区や局との連携による事業実施も可能とします。

(添付資料)

資料 1 「区シティ・マネージャーが決定権を持たない事務に関する基準」

資料 2 戦略会議資料

別添様式「平成 26 年度区 CM 自由経費区割り額一覧表（所要一般財源ベース）」

【問合せ先】

区政改革担当

区行政システム担当課長	武富 (6208 - 9831)
区行政システム担当課長代理	難波 (6208 - 9860)
区行政システム担当課長代理	森 (6208 - 9861)
担当係長	竹口 (6208 - 9796)
係員	宮治 (6208 - 9796)